

令和6年能登半島地震の影響による「2023年10-12月期海外現地法人四半期調査」
の公表・集計等の取扱いについて

令和6年3月27日
調査統計グループ
構造・企業統計室

令和6年能登半島地震により被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。
この度の地震を受け、海外現地法人四半期調査におきましては、以下のとおりの対応といたしました。

1. 調査票の配布について

令和6年能登半島地震の災害救助法適用地域に調査票送付先が所在する本社企業
に対して、2023年10-12月期調査の現地法人調査票の配布を見合わせました。

(令和6年能登半島地震の災害救助法適用地域：内閣府 HP)

https://www.bousai.go.jp/pdf/240101_kyuujo2.pdf

2. 現地法人の推計について

1の現地法人については、これまでと同様の方法により推計を行いました。

(推計方法：海外現地法人四半期調査 HP)

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/genntihou/result-4.html#menu06>

3. 来期以降の対応について

2024年1-3月期調査以降についても、被災者の皆様の実情に十分配慮しつつ、
被災された企業の状況を確認の上、調査を実施する予定です。

以上